行政書士として 知っておかなければならない法律知識

市民法務部

Season 2 第7回

続・国際相続について

さて今回は、2021年6月号(第7回)の続編となります(執筆者が違うので、文章の体裁が異なることはご容赦ください)。

第7回の最後に、「国際相続には難しさがあり、受任にあたっては相当な注意が必要ではないか」とありますが、今回は簡単に、各国の仕組みを見ていきたいと思います。

〈被相続人が日本人、相続人が外国人の場合〉

(①外国人配偶者、②認知した婚外子、③被相続人が帰化、④相続人が外国に帰化など) 法の適用に関する通則法36条により、相続の場合、被相続人の本国法によるとしていますので、日本法が適用されます。

〈被相続人が外国人、相続人が日本人の場合〉

(①日本人配偶者、②日本人配偶者との間の実子または養子、③相続人が帰化、④被相続人が外国に帰化など)

この場合、被相続人の本国法が原則として適用されますが、当該本国の国際私法が日本法を準拠法 に指定する場合には、日本法が適用されます(反致。通則法41条)。

そして、日本民法は大陸法系であるため、動産・不動産を区別せず適用されます (統一主義)。これに対し、英米法系を適用する国々では、動産と不動産を区別する相続分割主義が採られます。

それでは、ここからは具体的な国々の適用について、簡単に説明します。

①中国

被相続人の死亡時の常居所地の法律を適用ものの、不動産については不動産所在地法を適用(中華 人民共和国渉外民事関係法律適用法31条)するため、日本法が適用されやすい。

子亡き後に相続が開始されたとき、子の配偶者にも相続権があることと、相続分は等分(頭割り)であることが主な特徴。

②台湾

中華民国民法適用。

細かい違いはあるが、相続分が等分(頭割り)であること以外、日本法に近い。

3韓国

大韓民国民法適用。

日本における法定相続人に加え、4親等以内の傍系親族も相続人となることと、配偶者の相続分は直系卑属・尊属の相続分より50%多いことが特徴。

③北朝鮮 (にルーツがある朝鮮国籍の外国人)

不動産は所在地法、動産は外国に住所を有する場合は住所地法となるので(北朝鮮対外民事関係法 45条)、在日朝鮮人のうち、北朝鮮の法律が適用される場合であっても、不動産については日本法へ の反致となり、日本法が適用されることになる。

④アメリカ合衆国は

州により法律が異なる地域的不統一法国。

密接関連地法(出生地、常居所地、過去の常居所地、親族の居住地などを総合的に判断して決定) が準拠法。

⑤ブラジル

財産の性質及び所在地にかかわらず、被相続人又は失踪者が住所を有した国の法に従うとする、 1942年9月4日大統領令第4657号「民法施行法(序法)」10条により、日本に住所があれば、日本法 が適用される。

⑥ベトナム

不動産は所在地法なので(ベトナム民法767条)日本法が適用される。 動産はベトナム法適用だが、相続人の範囲が広いことに注意(ベトナム民法676条1項参照)。

⑦タイ

不動産は所在地法(仏暦2481年・法の抵触に関する法律37条)、動産の相続は被相続人が死亡した 住所の法律による(同法38条)。日本法が適用されやすい。

ただし、タイは人的不統一法国であり、原則「タイ民商法典」が適用されるが、タイ南部の4県に おける相続に関しては、「仏暦2489年パッタニー県、ナラティワート県、ヤラー県及びサトゥーン県 区域におけるイスラム法の適用に関する法律」が適用。

⑧フィリピン

フィリピン法が適用(フィリピン民法16条)。

ただし、適用法が宗教によって異なる人的不統一法国なので、イスラム教徒の場合はムスリム身分 法が適用される。

フィリピン民法では、兄弟姉妹が相続人にならない。ムスリム身分法では、血族、親族関係を重視 した、独特の相続ルールが定められている。

9インドネシア

人的不統一法国。

- (1)イスラム相続法はイスラム教徒にはイスラム相続法、
- (2)ヨーロッパ人、中国人、アラブ人、その他の外国人の子孫で、宗教の教義にこだわらないインド ネシア国民にはインドネシア民法が適用され、
- (3)それ以外のインドネシア人には慣習法を適用する。
- 最後に、日本在住者も多いパキスタン等のイスラム諸国については、イスラム法が適用されますが、 国や地域、宗派によりルールが異なるため非常に複雑です。
 - (1)相続人の部類がきわめて多様であり、しかもその相続分が変化する
 - (2)相続人となるためにはイスラム教徒でなければならない
 - (3)イスラム教からの離反者すなわち、ムルタッドは相続権を剥奪されるのが、根本的な特徴です。

このように、各国の相続のルールは多種多様ですので、まずはどの国の法律が適用されるのかを確認 してから、それぞれの国の相続法に基づき、手続きを進めてください。

では、ほとんどの国々で戸籍制度が無い中、どのような書類を集めるのか?については、別の機会に T...